

半島振興計画の変更について

1 半島振興計画の概要

- 半島振興法に基づき、半島振興対策実施地域に指定されている23地域ごとに関係道府県が主務大臣の同意^(※1、※2)を得て作成、変更。
 - ※1 主務大臣は国土交通大臣、総務大臣、農林水産大臣、厚生労働大臣、文部科学大臣、経済産業大臣、環境大臣
 - ※2 主務大臣が半島振興計画に同意しようとするときには国土審議会の意見を聴かなければならない
- 振興の基本的方針及び各分野の整備や振興に関する事項を内容とし、計画に沿って、国、地方公共団体等が広域的かつ総合的な対策を推進。

2 今回の変更の経緯

- 昨年3月に議員立法により半島振興法が改正され、法期限の10年間の延長や法目的の追加、半島振興計画の記載事項の追加等を踏まえた計画変更が必要となったことを踏まえ、道府県において半島振興計画の変更案を作成し、主務大臣宛てに同意申請がなされたところ。
- この同意申請を受けて主務大臣から国土審議会に諮問を行い、昨年12月15日に半島振興対策部会（部会長：安島博幸跡見学園女子大学教授）において調査審議。

3 主要な変更の内容

- 計画期間を平成27年度から概ね10年間とし、社会情勢の変化に伴う修正
- 法目的の改正を踏まえ、半島振興の方向性として定住の促進を明確化
- 計画事項として以下が拡充されたことによる振興策の強化
 - 交通通信の確保、就業の促進、医療の確保、防災体制の強化

(参考) 半島振興計画の記載事項（法第4条第1項） ※下線部が今回の法改正による追加部分

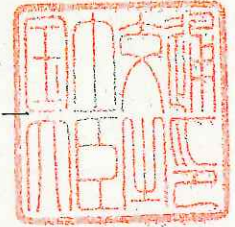
- 一 基幹的な道路、港湾、空港等の交通施設及び通信施設の整備その他の当該半島振興対策実施地域と国内の地域との間及び当該半島振興対策実施地域内の交通通信の確保に関する事項
- 二 農林水産業、商工業その他の産業の振興及び観光の開発に関する事項
- 三 雇用機会の拡充、職業能力の開発その他の就業の促進に関する事項
- 四 水資源の開発及び利用に関する事項
- 五 生活環境の整備に関する事項
- 六 医療の確保等に関する事項
- 七 高齢者の福祉その他の福祉の増進に関する事項
- 八 教育及び文化の振興に関する事項
- 九 国内及び国外の地域との交流の促進に関する事項
- 十 水害、風害、地震災害（地震に伴い発生する津波等により生ずる被害を含む。）その他の災害を防除するために必要な国土保全施設等の整備及び防災体制の強化に関する事項



国 国 地 半 第 172 号
 総 行 地 第 140 号
 27 農 振 第 1683 号
 27 文 科 政 第 126 号
 厚 生 勞 働 省 発 政 1210 第 2 号
 20151207 地 第 1 号
 環 政 計 発 第 1512114 号
 平 成 27 年 12 月 11 日

国土審議会長 奥野 信宏 殿

国土交通大臣 石井 啓



総務大臣 山本 早苗



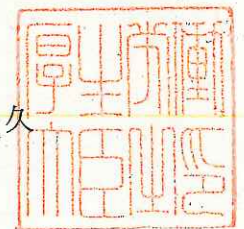
農林水産大臣 森山 裕



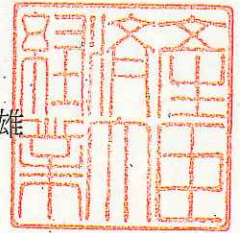
文部科学大臣 馳 浩



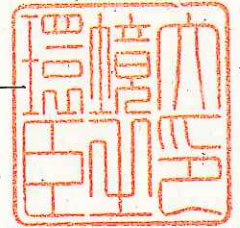
厚生労働大臣 塩崎 恭久



経済産業大臣 林 幹雄



環境大臣臨時代理
国務大臣 石井 啓一



半島振興計画の変更について（諮問）

半島振興法（昭和60年法律第63号）第3条第5項において準用する同条第1項の規定に基づき、別添のとおり、渡島地域のほか22の半島振興対策実施地域の関係道府県知事より半島振興計画の変更の協議がありましたので、同条第5項において準用する同条第2項の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

国 国 土 審 第 37 号
平成 27 年 12 月 14 日

国土審議会半島振興対策部会長
安 島 博 幸 殿

国土審議会長
奥 野 信 宏



半島振興計画の変更について

平成27年12月11日付け国国土半第172号、総行地第140号、27農振第1683号、27文科政第126号、厚生労働省発政1210第2号、20151207地第1号及び環政計発第1512114号にて国土交通大臣、総務大臣、農林水産大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣臨時代理から当審議会に意見の求めのあった別添「半島振興計画の変更について（諮問）」については、国土審議会運営規則（平成13年3月15日国土審議会決定）第8条第1項の規定に基づき、貴部会に付託する。

目的

- 我が国において重要な役割を果たしている半島地域について、広域のかつ総合的な対策を実施するために必要な特別な措置を講ずることにより、半島地域の自立的発展、地域住民の生活の向上及び半島地域における定住の促進を図り、あわせて国土の均衡ある発展に資すること

内容

- 都道府県知事の申請を受けて国が地域を指定、都道府県知事が半島振興計画を作成
- 国は支援を実施
 - ・多様な主体の連携及び協力により実施される事業への助成等の措置
 - ・半島循環道路等の整備、市町村道等の都道府県代行整備
 - ・産業振興促進計画を作成して認定を受けた市町村における措置（工業用機械等の割増償却（国税）、地方税の不均一課税に係る減収補填措置）等

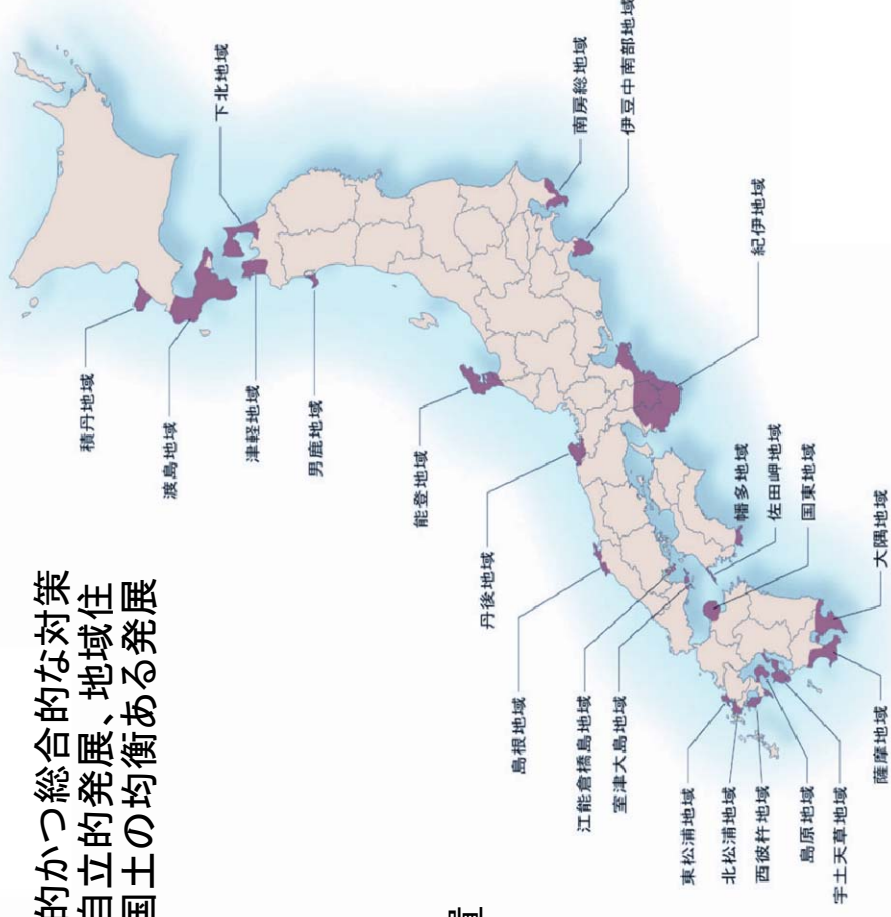
5

経緯

- 昭和60年、議員立法により制定（10年間の時限法）。3度の延長。
- 直近は平成27年3月に改正・延長（衆・国土交通委員長提案、全会一致で成立）

平成27年改正の主な内容

- ・ 目的規定を改正（「定住の促進」を追加等）
- ・ 半島振興計画の計画事項、国・地方公共団体の配慮規定の拡充
- ・ 多様な主体の連携及び協力により実施される事業に対する助成等の措置を講ずる旨の規定の新設
- ・ 市町村が産業振興促進計画を作成する仕組みの創設
- ・ 地方税の不均一課税時の減収補填措置の対象業種の拡大
- ・ 主務大臣の追加（文部科学、厚生労働、経済産業、環境）



○ 半島振興対策実施地域の現況

- ・ 半島振興対策実施地域：23地域
（22道府県、194市町村）
- ・ 面積：3.7万km²（全国の9.8%）
- ・ 人口（H22）：431万人（全国の3.4%）
- ・ 人口増減率（H17－22）：△5.2%（全国：0.2%）
- ・ 高齢化率（H22）：30.2%（全国：22.8%）



半島振興法の一部を改正する法律(平成27年法律第6号)

半島地域の自立的な発展を促進するため、半島振興法の期限を10年間延長するとともに、**目的規定の改定**、**半島振興計画計画事項の拡充**、**配慮規定の追加等**の措置を講じる。

背景

- 三方を海に囲まれ、平地に恵まれない等の国土利用の面での制約を抱える半島地域に対し、半島振興法の下で各般の振興施策を実施
- これまでの取組により一定の成果が上がっているものの、①人口減少・高齢化が進行、社会減少も続いている、②地域経済も厳しさを増している、等の状況から、引き続き、半島地域の振興のため支援していくことが必要

改正の概要

○ 法期限の10年間延長(平成37年3月31日まで) (附則第2項)

○ 半島振興計画の計画事項の拡充 (第4条)
(交通通信の確保、就業の促進、医療の確保、防災体制の強化)

○ 国及び地方公共団体の配慮規定の追加等 (第12条の2～第15条の4)

- ① 地域公共交通の活性化及び再生
- ② 情報通信面の格差の是正
- ③ その他の産業の振興
- ④ 就業の促進及び教育の充実
- ⑤ 生活環境の整備
- ⑥ 医療の確保
- ⑦ 観光の振興
- ⑧ 防災対策の推進

○ 目的規定を改定し、「定住の促進」を追加等 (第1条)

○ 多様な主体の連携及び協力により実施される事業に対する助成等の措置を講ずる旨の規定の新設 (第6条)

○ 市町村が産業振興促進計画を作成する仕組みの創設 (第9条の2～第9条の11)

○ 地方税の不均一課税時の減収補填措置に関する規定の所要の改正 (第17条)

○ 主務大臣を追加(文部科学、厚生労働、経済産業、環境) (第19条)

半島振興法の改正及び制度拡充

- <法改正>
- 法期限の10年間の延長
- 目的規定への「定住の促進」の位置づけ
- 「定住の促進」を進めるための
計画事項の拡充・追加
(交通通信の確保、就業の促進、医療の確保、防災体制の強化)



半島振興計画の主な変更内容

- 概ね平成27年から平成36年までの10年間を計画期間とした計画(各半島地域)
- 半島振興の方向性として「定住の促進」を明確化
 - ・豊かさを実感できる地域の実現により、移住・定住を促進し、本地域における人口の社会増減の改善を目指す(紀伊地域)
 - ・定住の受け皿として空き家バンクの充実や質の高い住宅の確保に努めるとともに、生活環境・居住環境の向上に努め、定住促進を図る(江能倉橋島地域)
- 追加された計画事項に係る記載の追加
 - ・北海道新幹線開業を契機とした新たな交通ネットワークの形成(渡島地域)
 - ・雇用創出や産業人材育成のため、企業立地の促進や求人・求職のマッチングの推進、公共職業訓練の実施(島根地域)
 - ・高齢者が安心して暮らしているよう、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援サービスが連携し、切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」を構築(能登地域)
 - ・犠牲者ゼロを目指し、津波から「逃げ切る！」支援対策プログラムの推進等(紀伊地域)

半島振興法の改正及び制度拡充

<制度拡充>

- 半島振興広域連携促進事業の創設

- 半島振興道路整備事業債の拡充



半島振興計画の主な変更内容

➤ 多様な主体が連携して広域的に実施する取組の推進

- 地域の特色・可能性に根ざした振興を図る観点に立って、国、県、市町村などの公共団体はもとより、地元経済団体、地域づくり団体等をも含む多様な主体が、半島地域を一体としてとらえた半島全体に事業効果が及ぶ事業を実施（津軽、下北地域）
- 住民自身が多様な主体と連携・協働して、ビジネス的手法により新しい仕事や働き方で地域課題を解決し、自分たちで継続的な地域づくりに取り組む（丹後地域）

➤ 防災機能強化に資する道路整備の推進

- 地域の生活や利便性の向上や半島地域内の防災拠点間又はこれらと地域の幹線道路等を結ぶなど防災機能強化に資する路線の整備を推進する（房総地域）
- 地域の観光等の振興を図るとともに、防災機能強化を図るため、被害が発生した場合の救助・救護活動や生活支援に資する道路の整備を進める（伊豆中南部地域）
- 防災機能強化を図るため、災害発生時の避難ルートや救助・救援活動、生活支援に資する路線の整備を推進する（国東地域）